平成２１年（フ）第４１５号
奈良県橿原市中曽司町185番地の１
債務者　江嶌　節夫
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
奈良県磯城郡田原本町大字千代859番地の１
債務者　大園　智美（旧姓國光）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
奈良県橿原市白橿町５－１－９－205、住民票上の住所大阪府守口市金田町２丁目46番３号
債務者　谷口　昭三
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
奈良県橿原市光陽町65番地の２橿原県営住宅A01棟504号
債務者　山口　静香
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山11番地303
債務者　橋場　洋子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３６１号
愛知県海部郡美和町大字二ツ寺字屋敷129番地
債務者　早川　桂子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９３号
名古屋市緑区古鳴海１丁目７番地　野並東住宅101号
債務者　長谷川雪江（旧姓岸本）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７号
広島県安芸高田市美土里町本郷2734番地
債務者　垣内　　忍
１　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１２７号
長野県小諸市大字御影新田2494番地５、前住所静岡県磐田市一言2833番地３
債務者　古谷　早苗
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２５４号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分2598番地、旧住所広島県福山市瀬戸町大字長和1048番地１
債務者　平本　協子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６４号
岩手県二戸郡一戸町一戸字越田橋７番地40
債務者　髙橋　洋子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第６５号
岩手県久慈市門前第５地割20番地１　平和荘８号
債務者　長内　　亘
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１６３号
静岡県富士市日乃出町105番地　ヴィラユーアイ106号、前住所静岡県富士市伝法3014番地の６
債務者　佐藤　直子（旧姓佐野）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月11日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１４４号
栃木県足利市借宿町１丁目20番地６　田島ハイツ８号室
債務者　阿部留美子（旧姓金井）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１４９号
栃木県佐野市関川町900番地11　リバーサイドＢ―202
債務者　川路　和弘
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５９号
静岡県富士市神谷94番地の６
債務者　後藤　光昭
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部